

**研究科から排除された大学教授によるハラスメントの主張と責任の成否**

- 【文献種別】 判決／高松高等裁判所  
【裁判年月日】 平成31年4月19日  
【事件番号】 平成30年（ネ）第199号、平成30年（ネ）第258号  
【事件名】 損害賠償、損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件（国立大学法人K大学事件）  
【裁判結果】 一部変更、一部棄却  
【参照法令】 民法709条、国家賠償法1条1項  
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25563031

**事実の概要**

X（原告、控訴人）は、国立大学法人Y<sub>1</sub>（被告、被控訴人）に雇用され、Y<sub>1</sub>が国立大学法人Aと共同して設置した法科大学院である研究科（以下、本研究科という）に所属し、主に憲法学の講義及び演習を担当していた教授である。Xは、本研究科の研究科長または副研究科長だったY<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>（被告、被控訴人）が、本研究科の教授会でXに本研究科の授業を担当させない旨の決議（以下、「本件決議」という）をしたことが教育研究の自由の侵害に、Xを誹謗中傷するメールを他の教員等に送付したりする等のハラスメント行為をしたことが名誉及び信用毀損、侮辱、プライバシー侵害に当たる等と主張して、Y<sub>2</sub>ら個人に対しては共同不法行為に基づき、Y<sub>1</sub>に対しては、主位的に使用者責任に基づき、予備的に国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した（その他の被告も存在し、またXはその他の請求もしていたが省略する）。

本件決議がなされた経緯は次のとおりである。平成25年7月の全体FD研究会及び平成26年3月の教授会で、Y<sub>2</sub>やY<sub>4</sub>等からX担当の演習に対して複数の問題点が指摘されたり、Xの授業の方法等の改善・変更が必要である旨が報告されたりした。それに対してXは自主的な授業改善を行う旨を述べたが、具体的な改善策を実施しなかった。平成26年4月にY<sub>2</sub>らが実施した学生への聞き取り調査等から、Xの指導内容や方法に関する苦情が明らかになった。同年8月8日付で、Y<sub>3</sub>はXに対し自主的な授業改善に関する自己研修の成

果を文書で同月29日までに提出するよう命じたが、Xは成果を提出しなかった。同年9月の教授会で、同年度後期から平成29年3月31日の本研究科廃止までの間、Xが本研究科の一切の授業を担当しないものとする内容とする本件決議がなされた。

本件決議以外にXが問題とした多数の行為の中で主要な行為は次のとおりである。平成25年7月の全体FD委員会でY<sub>4</sub>は、X担当の演習で学生が作成したレジュメ及びXが使用したレジュメには複数の問題点があることを指摘した（以下、「本件指摘」という）。平成26年3月、Y<sub>2</sub>及びY<sub>4</sub>は本研究科の全教員宛に、Xの指導する学生が「知識面でも求められる最低限の水準に達していない」など、Xの授業や指導内容を批判するメール（以下、「本件メール1」という）を数回にわたり一斉送信した。また、同年6月Y<sub>2</sub>はY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>、B、C及びD宛に、Xの写真を添付しXを「阿呆方珍獣」と呼ぶメール（以下、「本件メール2」という）を送付した。そして平成28年6月の教授会でY<sub>2</sub>は、Xが裁判所の調停委員に就任していることに関し、Xが心療内科へ通院していることやXが本研究科で授業担当を排斥されていることを兼業先の裁判所へ申告していないのかと発言するとともに、自分が最高裁判所へその旨を通報すると発言した（以下、「本件発言」という）。

その他に平成25年9月、Y<sub>2</sub>はX以外の本研究科の全教員及び事務職員宛に、XがX担当の事務補佐員にパワハラ行為・パワハラもどき行為を行っている旨のメールを数回にわたり送信した。そして、同月Y<sub>2</sub>のメールを受けてY<sub>4</sub>は本研究科

の全教員宛にXを批判するメールを送信した（以下、Y<sub>2</sub>及びY<sub>4</sub>のこれらのメールを合わせて「本件メール3」という）。

第一審は本件メール2及び本件発言のみを違法だとしたうえで、Y<sub>1</sub>の国家賠償法1条1項に基づく責任のみが成立すると判示した。Xより控訴。

## 判決の要旨

原判決一部変更、一部棄却。

1 大学では教授等に対して「その専門の研究の結果を教授する自由」が保障されている一方で、本研究科全体の講義等の科目の担当者について本研究科の教授会が実質的に決定する権限を有する。そのため、教授会の権限と教員の教授の自由ないし希望とは対立し得るものであり、さらに「本研究科のような専門職大学院においては特に教育水準の維持ないし向上が重要視され」ているために、教員側の自由には「その観点から一定の制約が存在」し、むしろ、いかなる講義や演習を設けるか及びその担当を誰にするかについては、「学生に対する教育効果等諸般の事情を考慮して、教授会がその裁量的判断によって行うことが求められている」。ただし、「大学の自治という趣旨に照らしても、講義や演習の担当者に関する教授会の決定が合理性を欠き、その判断に裁量権の逸脱又は濫用がある場合には、教員の教授の自由や労働契約上の権利を侵害するものとして違法となる」。

本件決議は、授業内容等の改善を促されたXがそれを改める姿勢を見せないことから、仮にXが平成26年後期以降に講義又は演習を担当した場合には、「Xが同様の問題を起こし、学生からの不満を招き、本研究科に求められていた教育水準の維持ないし向上という要請を満たせなくなるなどの弊害が容易に想定されたことからされたものである」。「そして、本研究科が、平成27年度以降の学生の募集停止に伴い、開講科目の減少が見込まれていた一方で教員の減員の予定はなかったという事情からすれば、Xが授業改善に向けた姿勢を示さない以上」、教授会が「Xに本研究科廃止まで授業を担当させないこととしたことは合理的な判断であり、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があるとはいえない」。

2 事実の摘示による名誉毀損は、「その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、その摘示された事実がその重要な部分について真実」だと証明されたときには、「上記行為の違法性が阻却される」。その証明がないときにも、行為者に「上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される」。意見の表明による名誉毀損については、「その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、意見の前提となっている事実が重要な部分について」真実だと証明されたときには、「上記行為には違法性がない」。また、プライバシーの侵害については、「その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量して前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」。

本件メール1の送信は記載内容が真実だとしても、「このような内容のメールをこの時期に、教授会のメンバー以外の教員を含む全教員に送信する必要性は見出し難い」。しかも、記載の仕方も明らかに侮辱的であり、公益を図る目的は認められず、違法である。本件メール2の送信は、「その内容は、Xの教育内容とは全く関係がないことに加え、Xを『阿呆方珍獣』などと称して、Xが女性の太ももをさすりまくっていた」という事実を摘示し、写真を添付したものであり、「その表現内容及び態様はXを著しく侮辱するものであるとともにその名誉を侵害する行為である」。摘示された「事実は明らかに職務と無関係な私的行為に関する事実であり、当該事実や添付した写真がXに対する処分等に何らかの意味を有していたとはいえ、当該メールの表現を見ても、単なるXに対する人格攻撃あるいは中傷目的で行われたもの」だといえるから、公共の利害に関する事実であるとか、公益目的で行われたものとは認められない。本件発言は、「心療内科への通院という高度なプライバシーに属する事項を公言するものである」が、必要性は全くなく、「社会的不利益を与えることを示唆する攻撃的な意図で行われたことが窺え」、「これが教授会という比較的閉じられた場で行われたものであることを考慮しても、違法」である。

一方で本件メール3の送信や本件指摘は、「これらの内容は、Xの授業内容やXによる職員への

パワハラ行為という公共の利害に関する事実であり、これを取り扱うことについては専ら公益を図る目的でされたものと推認でき、その前提となる事実であるXの言動に対する職員や学生からの苦情に関する部分が真実である上、これに関するY<sub>2</sub>やY<sub>4</sub>の認識や方針に関する部分についても上記事実を前提とした意見ないし論評の域を出るものとはいえないから不法行為は成立しない」。

国立大学法人の教員については国家賠償法1条1項が適用され、国立大学法人が被害者に対して同項に基づく責任を負う場合には、教員個人は民法709条に基づく責任を負わず、Y<sub>2</sub>及びY<sub>4</sub>は責任を負わない。そしてY<sub>2</sub>及びY<sub>4</sub>による本件メール1及び2の送信並びに本件発言に関して、Y<sub>1</sub>はXに対して国家賠償法1条1項による責任を負う。

## 判例の解説

### 一 ハラスメントと不法行為の成否

本件のY<sub>2</sub>らの行為は、厚労省が職場のパワーハラスメントの典型例として挙げた行為<sup>1)</sup>に該当し得るものだが、ハラスメントによる不法行為の成否が争われた場合について裁判例は、本件決議のように使用者側の権限行使によるものと、本件発言等のようにそうではないものとの間で異なった枠組みにより判断してきた。なお本件では国家賠償法1条1項に基づくY<sub>1</sub>の責任のみが肯定されたが、その判断過程は不法行為の成否に則したものであるため本解説は本件を不法行為の観点から扱う。また、紙幅の都合上Xが問題とした多数の行為から特に重要なものに限定して取り上げている。

### 二 使用者側の権限行使による不法行為

#### 1 権利濫用

使用者側の権限行使による労働者の法益侵害が問題となるとき裁判例では、交通事故等の一般的な不法行為事例とは異なり、その行為に至った経緯や目的・必要性、労働者側の不利益等の諸事情が考慮され、当該権限行使が権利濫用だと評価される場合に不法行為の成立が肯定されてきた<sup>2)</sup>。本判決も判決の要旨1で、本件決議は教授会の権限行使だとしたうえで、それが権利濫用に当たらないことを理由に責任の成立を否定している。

### 2 本件事案の特殊性

本件決議はXの教授の自由を著しく侵害し、Xに多大な不利益を与えるものである。それでも教授会の裁量権濫用が認められなかったのは、判決の要旨1に示されたとおり、本研究科が一定の教育水準を要求される法科大学院であり、しかも廃止予定のために開講科目数に比して教員が多かったという特殊な事情があったからである。そのため、本件決議と同様の決議がそのような事情の無い大学の教授会でなされたときには、権利濫用と評価される可能性は極めて高い<sup>3)</sup>。

### 三 職場（限られた範囲）における名誉毀損・プライバシー侵害

#### 1 名誉毀損・プライバシー侵害に関する

##### 本判決の前提

名誉毀損とは人の社会的評価を低下させることだと解されてきた<sup>4)</sup>。プライバシー侵害の単一の定義は存在しないが<sup>5)</sup>、病歴等の私的な事実を公表することはプライバシー侵害の代表例である<sup>6)</sup>。両者については確固たる判例法理が形成されており、本判決も判決の要旨2でその法理に即して判断することを明示している。

#### 2 本件事案の特徴から生ずる問題

##### (1) 本件事案の特徴

本件メール1等の特徴は、名誉毀損や私的な事実の公表としてのプライバシー侵害の典型例である、個人に関する事実が新聞等で広範囲に伝えられる事例とは異なり、限定的な人間関係の中で行われた表現行為だという点に認められる。この特徴は名誉毀損について特に注意を要する。

##### (2) 本件発言とプライバシー侵害

本判決は本件発言が私的事実の公表としてのプライバシー侵害に当たることを前提として、心療内科への通院という事実を公言する必要性のないこと、すなわち公表する理由のないことを根拠に本件発言を違法と評価した。教授会という限られた場での発言は公表に当たるか、は問題となり得るが、プライバシー概念の多義性や特定の第三者への情報伝達もプライバシー侵害になることが認められている状況を踏まえると<sup>7)</sup>、本件発言をプライバシー侵害と構成することに何ら支障はない<sup>8)</sup>。また、本判決が依拠した判例法理は多様な要素を衡量することを可能とするものであるた

め、本判決が提示した要素もそこで無理なく把握され得る。

### (3) 社会・公共・公益

その一方で社会的評価の低下という定義が堅持されてきた名誉毀損については、本件のように一定の範囲のみに向けて表現行為がなされた場合の「社会」の意味、さらには「公共の利害」・「公益目的」の判断基準が問題となる。広く社会に向けて発信されたものではない表現は、人の「社会」における評価を低下させるのか。この点に関する確立した判例は存在せず<sup>9)</sup>、裁判例では不特定または多数の者への伝播可能性があってはじめて社会的評価の低下を認める立場を採るもの<sup>10)</sup>と、特に広範囲への伝播を要求しない立場を採るものが存在する<sup>11)</sup>。学説にも、前者に親和的な立場<sup>12)</sup>と後者に親和的な立場<sup>13)</sup>とが存在する。このような状況の中で本判決は本件メール2についても、限られた送信対象を特に問題とせず、Xの「社会」的評価を低下させるものだと認めている。そのため本判決は、ある表現の対象となった者と周囲との関係に支障が生じ得るならば特に「社会」の範囲を問わない立場を前提としているものと考えられる。

また、伝達範囲の限られた表現については「公共」の利害に関する事実であることや「公益」目的が認められるのかが問題となり得る。裁判例には、公共の利害に関する事実を「不特定多数人が関心を寄せてしかるべき事実」<sup>14)</sup>と明示するものが存在する一方で、大学の「教職員にとって関心がある」<sup>15)</sup>ことを理由に公共の利害に関する事実だと認めたものが存在し、一つの判断基準が形成されているとは言い難い。本判決は本件指摘や本件メール3について、公共の利害に関する事実だと認めたが、Xの授業内容等は、一般的な世間というよりもむしろ、本研究科の教員にとっての関心事である。したがって本判決は、問題となった表現の伝達対象にとっての正当な関心事であれば公共の利害に関するものと捉え、その対象の利益擁護を目的とするならば公益目的が認められると解しているものと考えられる。

### 3 職場における名誉毀損の課題

本判決はハラスメントによる責任が問題となった事例を（結論としては国家賠償法上の責任のみを認めたが）、これまでの判例及び裁判例に則って

解決したものである。その結果として、名誉毀損の典型例とは異なる、限られた範囲で問題が生じた事例を名誉毀損に関する判例法理によって解決する際に注意されるべき点が示されることになった。なお、本件メール1及び2については、大学の教員という比較的理性的（であるべき）な集団に対して行われた侮辱的な表現はXの社会的評価を低下させるのか、むしろ名誉感情の侵害を正面から問題とする方が適切だったのではないかとこの疑問を提起することができる。

#### ●—注

- 1) 厚生労働省「職場のパワーハラスメントについて」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126546.html> (2019年8月25日閲覧))。
- 2) 島田陽一「企業における労働者の人格権」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第6巻 労働者の人格と平等』(有斐閣、2000年)12～13頁。
- 3) 広島高岡山支判平30・3・29 労判1185号27頁は、授業運営に複数の問題を抱えていた短大の准教授に授業を一切割り当てない旨の業務命令について不法行為の成立を肯定した。
- 4) 五十嵐清『人格権法概説』(有斐閣、2003年)23～24頁。
- 5) 窪田允見『新注釈民法(15)債権(8)』§697～711』(有斐閣、2017年)526頁以下 [水野謙]。
- 6) 五十嵐・前掲注4)212頁以下。
- 7) 最判平15・9・12民集57巻8号973頁は、大学が警察に講演会参加申込者の名簿の写しを提出した事例をプライバシー侵害に当たると認めている。
- 8) 名古屋地判平29・3・24 労判1163号26頁は、前掲最判平15・9・12を参照して、氏名、住所等の情報が「みだりに他人に公表(特定人に対する開示・伝達を含む。)」されることを明確にプライバシー侵害の問題とする。
- 9) 大判昭2・12・17法律評論17巻民160頁は特定の第三者に対する事実摘示も名誉毀損となることを認めているが、現在の裁判例にはこれに反するものも多い。
- 10) 東京高判平26・11・12LEX/DB25540645、名古屋地判平29・3・24 労判1163号26頁。
- 11) 浦和地判平6・5・13判時1501号52頁は、特定の一社に対する書面の送付について名誉毀損の成立を認めた。
- 12) 佃克彦『名誉毀損の法律実務(第3版)』(弘文堂、2017年)93頁。
- 13) 平野裕之『民法総論6 不法行為法(第3版)』(信山社、2013年)96頁注190。
- 14) 東京地判平18・5・23判時1961号72頁。
- 15) 水戸地判平26・4・11 労判1102号64頁。